

議案第 48 号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 28 年 2 月 29 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(橋本市情報公開条例の一部改正)  
第1条 橋本市情報公開条例(平成18年橋本市条例第11号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の中下線の部分である。

改正後	改正前
(費用の負担)	(費用の負担)
第14条 略 (審理員による審理手続に関する規定の適用除外)	第14条 略
第14条の2 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。	第14条の2 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求があつた場合は、当該審査請求に係る処分又は審査庁は、次に掲げるときを除き、速やかに、次条第1項の規定により設置される権本市情報公開審査会に諮問しなければならない。 (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合 (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合(第三者から当該公文書の開示について反対の意思を表示した書面が提出されている場合を除く。)

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えなければならない。	3 第1項の処分庁又は審査庁は、諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して当該審査請求についての裁決を行わなければならない。
(橋本市情報公開審査会)	(橋本市情報公開審査会)
第16条 前条第1項に規定する諮問に応じて審査請求について審査するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、橋本市情報公開審査会(以下「審査会」という。)を置く。	第16条 前条に規定する諮問に応じて不服申立てについて審査するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、橋本市情報公開審査会(以下「審査会」という。)を置く。
2～8 略	2～8 略
9 第7項に規定するもののはか、審査会は、審査のため必要があると認めるとときは、審査請求人、諮問庁、実施機関の職員その他関係人に対して出席を求めるとき、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。	9 第7項に規定するもののはか、審査会は、審査のため必要があると認めるとときは、不服申立て人、審査請求人、諮問庁、実施機関の職員その他関係人に対して出席を求めるとき、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
10・11 略	10・11 略

(橋本市個人情報保護条例の一部改正)  
第2条 橋本市個人情報保護条例(平成18年橋本市条例第12号)の一部を次のように改正する。なお、改正部 分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
目次	

第1章～第4章 略	第1章～第4章 略
第5章 苦情の申出及び救済手続(第28条～第29条)	第5章 苦情の申出及び救済手続(第28条～第29条)
第6章～第8章 略	第6章～第8章 略
附則	附則
(存否を明らかにしないことができる個人情報)	(存否を明らかにしないことができる個人情報)
第17条 略	第17条 略
2 前項の場合において、実施機関は、決定の理由及び審査請求に係る事項を併せて通知しなければならない。	2 前項の場合において、実施機関は、決定の理由及び不服申立てに係る事項を併せて通知しなければならない。
3 略	3 略
(請求に対する決定等)	(請求に対する決定等)
第22条 略	第22条 略
2 前項の場合において、実施機関は、請求に係る情報の全部若しくは一部の開示、訂正、削除、利用停止をしないことと決定したときは、その理由及び審査請求に係る事項を併せて通知しなければならない。	2 前項の場合において、実施機関は、請求に係る情報の全部若しくは一部の開示、訂正、削除、利用中止又は利用停止をしないことと決定したときは、その理由及び不服申立てに係る事項を併せて通知しなければならない。
3 略	3 略
(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)	(救済手続)
第28条の2 第22条第1項の決定又は開示、訂正、削除、利用中止若しくは利用停止の請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。	第29条 第22条第1項の決定又は開示、訂正、削除、利用中止若しくは利用停止の請求に係る不作為に係る審査請求があつた場合は、情報公開条例第15条の規定を準用する。この場合において、

<p>場合において、同条中「橋本市情報公開審査会」とあるのは「橋本市個人情報保護審査会」と読み替えるものとする。</p> <p>(橋本市個人情報保護審査会)</p> <p>第30条 前条に規定する諮問に応じて審査請求について審査請求人、審査請求の4第3項の規定に基づき、橋本市個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。</p>	<p>同条中「橋本市情報公開審査会」とあるのは「橋本市個人情報保護審査会」と読み替えるものとする。</p> <p>(橋本市個人情報保護審査会)</p> <p>第30条 前条に規定する諮問に応じて不服申立てについて審査するため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、橋本市個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。</p>
<p>2~8 略</p> <p>9 第7項に定めるものほか、審査会は、審査のため必要があると認めるときは、審査請求人、審査請求の4第3項の規定に基づき、橋本市個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。</p>	<p>2~8 略</p> <p>9 第7項に定めるものほか、審査のため必要があると認めるとときは、不服申立て人、諮詢窓口、実施機関の職員その他関係人にに対して出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。</p>
<p>10・11 略</p>	<p>10・11 略</p>
<p>(橋本市行政手続条例の一部改正) 第3条 橋本市行政手続条例(平成18年橋本市条例第13号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。</p>	

改正後	改正前
<p>(適用除外)</p> <p>第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章の2までの規定は、適用しない。</p> <p>(1)~(9) 略</p> <p>(10) 審査請求その他の不服申立てに対する行政庁の裁決その他の処分の手続又は第3章に規定する聽聞若しくは弁</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章の2までの規定は、適用しない。</p> <p>(1)~(9) 略</p> <p>(10) 審査請求、異議申立てその他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の処分の手続又は第3章に規定す</p>

明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において法令に基づいてされる处分及び行政指導	る聴聞若しくは弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において法令に基づいてされる处分及び行政指導
(1) 略 (聴聞の主宰)	(1) 略 (聴聞の主宰)
第19条 略 2 次の各号のいづれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。	第19条 略 2 次の各号のいづれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。 (1)～(3) 略 (4) 前3号に規定する者であったことのある者 (5)・(6) 略

改正前	改正後
(審査の申出) 第5条 略 2 審査申出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所 (2) 審査の申出に係る処分の内容 (3)～(5) 略	(審査の申出) 第5条 略 2 審査申出書には、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。 (1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所又は所在地

3	審査申出人が、法人その他の団体若しくは財團であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によつて審査の申出をするときは、審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは代理人の氏名及び住所又は居所を記載し、行政不服審査法施行令(平成27年政令第391号)第3条第1項に規定する書面を添付しなければならない。	3 審査申出人が、法人その他の団体若しくは財團であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によつて審査の申出をするときは、審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは代理人、総代又は代理人への氏名及び住所を記載し、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第13条第1項に規定する書面を添付しなければならない。
4・5	略	4・5 略
6	審査申出人は、代表者若しくは代理人、総代又は代理人がその資格を失つたときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。	(書面審理) 第7条 略
7	審査申出人は、代表者若しくは代理人、総代又は代理人がその資格を失つたときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。	(書面審理) 第7条 略
2	前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従つて弁明書が提出されたものとみなす。	2 委員会は、弁明書の提出があつた場合には、審査申出人に対しその副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。ただし、審査の申出の全部を認めすべきときは、この限りでない。
3	委員会は、弁明書の提出があつた場合には、審査申出人に対しその副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。	3 委員会は、弁明書の提出があつた場合には、審査申出人に対しその副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。
4	略	4 略
5	委員会は、審査申出人から反論書の提出があつたときは、これを市長に送付しなければならない。	5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があつたときは、これを市長に送付しなければならない。

(決定書の作成)	
第12条 委員会は、審査の決定をする場合には、次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した決定書を作成しなければならない。	第12条 委員会は、審査の決定をする場合には、決定書を作成しなければならない。
(1) <u>主文</u>	
(2) <u>事案の概要</u>	
(3) <u>審査申出人及び市長の主張の要旨</u>	
(4) <u>理由</u>	
2 略	2 略
(橋本市職員の退職手当に関する条例の一部改正)	
第5条 橋本市職員の退職手当に関する条例(平成18年橋本市条例第65号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。	第5条 橋本市職員の退職手当に関する条例(平成18年橋本市条例第65号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。
改正後 改正前	
(退職手当の支払の差止め)	(退職手当の支払の差止め)
第16条 略	第16条 略
2・3 略	2・3 略
4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分(以下「支払差止処分」という。)を受けた者は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条第1項又は第45条に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った退職機関に対し、その取消しを申し立てることができる。	4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分(以下「支払差止処分」という。)を受けた者は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条第1項又は第45条に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った退職機関に対し、その取消しを申し立てることができる。

5～10 略	る。
5～10 略	

(橋本市手数料条例の一部改正)  
第6条 橋本市手数料条例(平成18年橋本市条例第75号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線及び太線の部分である。

改正後	改正前	
(事務の種類及び金額)	(事務の種類及び金額)	
第2条 手数料を徴収する事務の種類及びその金額は、次のとおりとする。	第2条 手数料を徴収する事務の種類及びその金額は、次のとおりとする。	
(1)～(51) 略	(1)～(51) 略	
(52) 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第38条第1項に規定する書面若しくは書類の写し又は同項に規定する電磁的記録を出力したものとの交付(他の法令において同条第4項を準用する場合を含む。)	(52) 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第38条第1項に規定する書面若しくは書類の写し又は同項に規定する電磁的記録を出力したものとの交付(他の法令において同条第4項を準用する場合を含む。)	
交付の方法	単位	手数料の額
書面又は書類を複写機により用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで複写したものを交付する方法	1枚につき(両面に複写された用紙については、片面を一枚として手数料の額を算定する。)	10円(カラード複写された場合には、B4判以下50円、A3判80円)
電磁的記録に記録	1枚につき(両面に	10円(カラード複

された事項を用紙の片面又は両面に白黒又はカラーデ出力したものとし付する方法	出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。)	写された場合にあつては、B4判以下50円、A3判80円)
行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第4条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法	1枚につき(用紙の片面に複写し、又は出力する方法によつてするとしたならば、複写され、又は出力されることとなる用紙の枚数により手数料を算定する。)	10円
(53) 略		(52) 略
2 略	(減免)	2 略

第6条 次の各号のいづれかに該当するものは、手数料を減額し、又は免除することができる。

(1)～(6) 略

2 略

第6条の2 審理員(行政不服審査法第9条第3項に規定する場合にあつては審査官)は、第2条第1項第52号に掲げる手数料につ

いて、同法第38条第1項の規定により交付を受けた審査請求人  
又は参加人が経済的困難により手数料を納付する資力がない  
と認めるとときは、当該手数料を減額し、又は免除することが  
できる。

(橋本市土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正)  
第7条 橋本市土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例(平成18年橋本市条例第172号)の一部を次のように  
改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(賦課に対する審査請求) 第4条 第2条の規定により、金銭、夫役又は現品の賦課を受けた者は、その賦課の算定に異議があるときは、その賦課を受けた日から3月以内に、市長に対して審査請求をすることができる。 2 市長は、前項の規定による審査請求があつたときは、同項に規定する期間満了後30日以内にこれを裁決しなければならない。	(賦課に対する異議の申立て) 第4条 第2条の規定により、金銭、夫役又は現品の賦課を受けた者は、その賦課の算定に異議があるときは、その賦課を受けた日から10日以内に、市長に対して異議を申し立てることができる。 2 市長は、前項の規定による異議の申立てを受けたときは、同項に規定する期間満了後30日以内にこれを決定しなければならない。
(橋本市消防団員等公務災害補償条例の一部改正) 第8条 橋本市消防団員等公務災害補償条例(平成18年橋本市条例第224号)の一部を次のように改正する。なお、 改正部分は、次の表中下線の部分である。	

審查請求

第26条 市の行う非常勤消防団員等の死亡、負傷又は疾病が公務又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによるものであるかどうかの認定、療養の方法、損害補償の金額の決定その他損害補償の実施について不服のある者は、市長に対して、審査請求をすることができる。

(異議申立て)

第26条 市の行う非常勤消防団員等の死亡、負傷又は疾病が公務又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによるものであるかどうかの認定、療養の方法、損害補償の金額の決定その他の損害補償の実施について不服のある者は、市長に対して、異議申立てをすることができる。

三

(施行期目)

- 1 1 この条例は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行の日(平成28年4月1日)から施行する。  
(経過措置)
  - 2 行政府の处分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの条例の施行前にされた行政府の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政府の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。
  - 3 第4条の規定による改正後の橋本市固定資産評価審査委員会条例第5条第2項、第7条第2項、第3項及び第6項、第3項及び第12条第1項の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産に係る固定資産税に係る固定資産課課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について登録された価格に係る審査の申出(申出期間の初日が平成28年4月1日以後である固定資産について登録された価格に係る審査の申出)については、なお従前の例による。